

# 銚田・大洗広域事務組合行政手続条例施行規則

制定 令和3年4月1日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、銚田・大洗広域事務組合行政手続条例（令和3年銚田・大洗広域事務組合条例第5号）の施行に関し、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(処分、行政指導及び届出に関する手続等)

第2条 銚田・大洗広域事務組合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続については、銚田市行政手続条例施行規則（平成17年銚田市規則第14号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。